

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

- 東京都シルバールパス条例施行規則の一部を改正する規則……（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）…一
- 不健全図書類の指定………（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）…一
- 都市計画事業の認可………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 令和四年東京都告示第四百三十六号（東京都シルバールパス条例施行規則附則第二十三項により知事が別に定める者）の一部改正………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）…二
- 令和四管理年度におけるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の公表………（産業労働局農林水産部水産課）…二
- 令和四年における底立てはえ縄漁業の制限措置の内容等………（同）…三
- 令和四年における建て切り網漁業の制限措置の内容等………（同）…三
- 令和四年漁期における固定式刺し網漁業の制限措置の内容等………（同）…四
- 令和四年におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置の内容等………（同）…四

内容等………（同）…五

○都道の区域変更………（建設局道路管理部路政課）…五

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定………七

○個人、政党及び政党等演説会場の指定………七

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し………七

公告

○国土調査の成果の認証………八

………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………八

………（産業労働局商工部地域産業振興課）…八

規則

東京都シルバールパス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京都シルバールパス条例施行規則の一部を改正する規則

正する規則

東京都シルバールパス条例施行規則（平成十二年東京都規則第三百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五項を附則第二十六項とし、附則第二十四項の次に次の一項を加える。

25 第二条第二項のやむを得ない事由により当該年度分の

市町村民税が課されていないこと又は免除されたことを証することができない場合に該当するものとして同項に定める額を負担し、令和四年九月三十日を有効期限とす

るパスの発行を受けた者が、同年十月一日から令和五年

九月三十日までの間を有効期間とするパスの発行を受け

る場合における同項の規定の適用については、同項中

「前年度分」とあるのは「令和元年度分又は令和二年度

分」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千六十八号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三三九	雑誌	sateau comics ちよっと聞いてよおにいさん 五〇六九二一四〇 株式会社一迅社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

四三三九 雑誌

ちよっと聞いてよおにいさん

五〇六九二一四〇

株式会社一迅社

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

●東京都告示第千六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の
種類及び名称 東京都市計画公園事業江戸川第二・
二・八十号宇喜田第一公園

三 事業施行期間 令和四年七月十五日から令和五年三
月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

江戸川区宇喜田町地内

使用の部分

なし

●東京都告示第七十号

令和四年東京都告示第四百三十六号（東京都シルバーパ
ス条例施行規則附則第二十三項により知事が別に定める
者）の一部を次のように改正する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 令和三年東京都告示第四百十五号（東京都シルバーパ
ス条例施行規則附則第二十二項により知事が別に定める
者）二のやむを得ない事由により令和二年の合計所得金
額が百三十五万円以下であることを証することができな
い場合に該当するものとして東京都シルバーパス条例施
行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シル
バーパス条例施行規則附則第二十二項に定める額を負担
し、令和四年九月三十日を有効期限とするパスの発行を
受けた者が、同年十月一日から令和五年九月三十日まで

の間を有効期間とするパスの発行を受ける場合における
二の適用については、二中「令和二年の合計所得金額が
百三十五万円以下」とあるのは「令和元年の合計所得金
額が百二十五万円以下」とする。

3 令和三年東京都告示第四百十五号（東京都シルバーパ
ス条例施行規則附則第二十二項により知事が別に定める
者）附則第二項により読み替えて適用される同告示二に
より平成三十年の合計所得金額が百二十五万円以下であ
ることを証したのとして東京都シルバーパス条例施行
規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シルバ
ーパス条例施行規則附則第二十二項に定める額を負担し、
令和四年九月三十日を有効期限とするパスの発行を受け
た者が、同年十月一日から令和五年九月三十日までの間
を有効期間とするパスの発行を受ける場合における二の
適用については、二中「令和二年の合計所得金額が百三
十五万円以下」とあるのは「平成三十年の合計所得金額
が百二十五万円以下」とする。

●東京都告示第七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第
五項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和
四管理年度（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日
までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次の
ように変更したので、同項において準用する同条第四項の
規定により公表する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

特定水産資源
の名称 知事管理区分 知事管理漁獲可能量

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 十四・二トン
（小型魚） 業（小型魚）漁船等漁

同右 東京都くろまぐろ ○・五トン
（小型魚） 定置漁業

●東京都告示第七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条
において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令
和四年における底立てはえ縄漁業の制限措置を定めたので、
当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき
期間を次のとおり告示する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年七月十五日から同年八月十五日まで

別表						
制限措置の内容						
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
底立てはえ縄漁業	7隻	新トン数適用船舶（昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び昭和57年7月18日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいう。）及び旧トン数適用船舶（新トン数適用船舶以外の船舶をいう。）ともに100トン未満で許可証に記載された総トン数とする。	定めなし	周年	東京都海面（東京都の地先海面をいう。ただし、次に掲げる海域を除く。） 1 小笠原海域 2 北緯34度以北の海域 3 銭洲、御蔵島及びイナンバ島周辺における次のイからハの点を順次結んだ線及びヘとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ニとホはイナンバ島距岸12海里の線、ホとヘは御蔵島距岸12海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。 イ 北緯34度00.2分 東経138度45.5分 ロ 北緯33度50.2分 東経138度37.8分 ハ 北緯33度48.2分 東経138度37.8分 ニ 北緯33度48.2分 東経139度08.6分 ホ 北緯33度39.7分 東経139度31.8分 ヘ 北緯34度00.2分 東経139度48.8分 4 八丈島及び青ヶ島周辺における次のイからタの点を順次結んだ線及びタとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ロとハ及びホとヘは八丈島距岸20海里の線、リとヌは青ヶ島距岸6海里、ルとオは青ヶ島距岸12海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。 イ 北緯33度36.7分 東経139度47.8分 ロ 北緯33度29.2分 東経139度44.1分 ハ 北緯33度25.4分 東経139度31.0分 ニ 北緯33度17.4分 東経139度33.8分 ホ 北緯33度12.8分 東経139度21.1分 ヘ 北緯32度50.7分 東経139度29.1分 ト 北緯32度50.2分 東経139度44.3分 チ 北緯32度27.2分 東経139度31.5分 リ 北緯32度26.8分 東経139度38.3分 ヌ 北緯32度26.3分 東経139度54.0分 ル 北緯32度26.2分 東経140度00.1分 オ 北緯32度34.7分 東経139度58.3分 ウ 北緯32度35.4分 東経139度46.8分 カ 北緯33度23.7分 東経140度15.3分 ヨ 北緯33度23.9分 東経140度07.8分 タ 北緯33度35.0分 東経140度14.3分 5 鳥島距岸8海里以内の海域 6 ハロース（ペヨネーズ）及びスミス島距岸6海里以内の海域（ただし、5月から12月までは3海里以内の海域）	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ区域にある者であること。
	10隻					静岡県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。
	2隻					神奈川県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。

●東京都告示第千七十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年における建て切り網漁業（神津島村銭洲地先海面においてたかべをとることを目的とするものに限る。）の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年七月十五日から同年八月十五日まで

別表

制限措置の内容						
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
たかべ建て切り網漁業	定めなし	許可証に記載された総トン数	定めなし	周年	神津島村銭洲地先漁場（銭洲周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000mの線によって囲まれた区域）	東京都新島村に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都新島村にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が東京都新島村の区域にある者であること。

●東京都告示第千七百七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年における固定式刺し網漁業（神津島村銭洲地先海面においてたかべをとることを目的とするものに限る。）の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年七月十五日から同年八月十五日まで

別表

制限措置の内容						
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
たかべ固定式刺し網漁業	定めなし	許可証に記載された総トン数	定めなし	周年	神津島村銭洲地先漁場（銭洲周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000mの線によって囲まれた区域）	東京都新島村に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都新島村にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が東京都新島村の区域にある者であること。

●東京都告示第七十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容
別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和四年七月十五日から同月二十日まで

別表

制限措置の内容					
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数※	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格
まぐろはえ縄漁業	8隻	総トン数5トン以上20トン未満で許可証に記載された総トン数	定めなし	周年	三重県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が三重県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が三重県の区域にある者であること。
	4隻				高知県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。

※ 令和四年東京都告示第740号（令和4年におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間）の同漁業における制限措置に基づいた許可等の数を含む。

●東京都告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

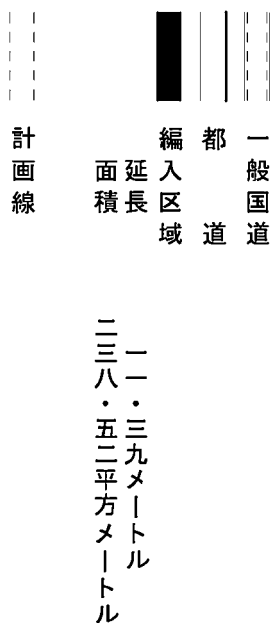
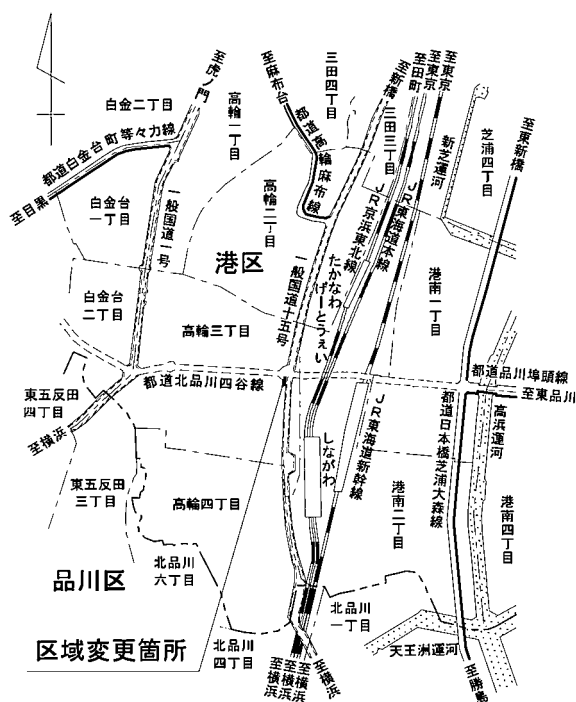
一 路線名 北品川四谷

二 変更の区間 港区高輪三丁目四百四番地内から同所四百六番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

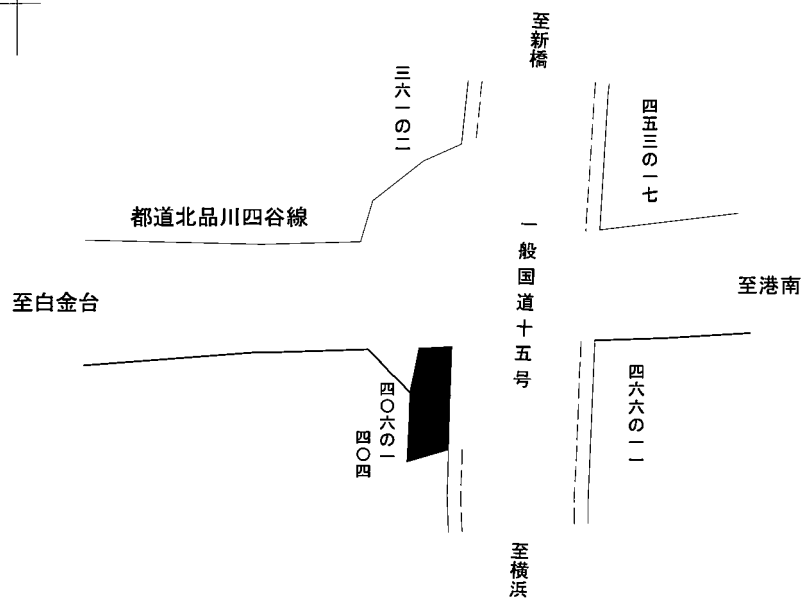
別図

都道北品川四谷線区域変更略図
港区高輪三丁目地内



港区

高輪三丁目



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年七月十五日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

エクラシア宮沢
昭島市宮沢町二丁目三十九番三十四号

●東京都選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があった。

令和四年七月十五日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和4年5月17日	荒川区選挙管理委員会	東尾久本町通りふれあい館	荒川区東尾久二丁目37番14号
令和4年5月17日	荒川区選挙管理委員会	ひぐらしふれあい館	荒川区東日暮里六丁目28番15号
令和4年5月19日	大田区選挙管理委員会	大田区新蒲田一丁目複合施設・カムカム新蒲田	大田区新蒲田一丁目18番16号

●東京都選挙管理委員会告示第七十五号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

令和四年七月十五日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和4年5月17日	荒川区選挙管理委員会	東尾久三丁目ひろば館	荒川区東尾久三丁目5番17号
令和4年6月1日	府中市選挙管理委員会	朝日体育館	府中市朝日町二丁目10

公 告

国土調査の成果の認証について

日の出町における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者の名称

二 調査を行った期間 令和二年八月から令和四年二月まで

三 成果の名称 日の出町（大字大久野の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 西多摩郡日の出町大字大久野の一部

五 認証年月日 令和四年六月十四日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に

あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年七月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

品川シーサイドフォレストショップ
ピングセンター

二 店舗所在地

品川区東品川四丁目十二番四号ほか

三 設置者名

三井住友信託銀行株式会社ほか一名

四 設置者住所

千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称
イオンリテール株式会社ほか十四名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称
イオンリテール株式会社ほか十五名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社未来屋書店ほか四名

八 変更前の小売業者の住所
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地（株式会社未来屋書店）ほか

九 変更後の小売業者の住所
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一（株式会社未来屋書店）ほか

十 変更前の小売業者の代表者名
津田 光子（株式会社イオンボデー）ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名
藤田 紀久子（株式会社イオンボデー）ほか

十二 変更日
令和四年五月二十日ほか

十三 届出日
令和四年七月一日

十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五	縦覧期間	令和四年七月十五日から同年十一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	南砂町ショッピングセンターSUNAMO
二	店舗所在地	江東区新砂三丁目四番三十一号
三	設置者名	三井住友信託銀行株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番一号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ダイエーほか四十九名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ダイエーほか四十九名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ダイエーほか七名
八	変更前の小売業者の住所	港区白金台三丁目十九番一号（株式会社タオル美術館）
九	変更後の小売業者の住所	新宿区四谷四丁目十六番三号（株式会社タオル美術館）
十	変更前の小売業者の代表者名	近澤 靖英（株式会社ダイエー）
十一	変更後の小売業者の代表者名	西峠 泰男（株式会社ダイエー）
十二	変更日	令和四年五月十二日ほか
十三	届出日	令和四年六月二十四日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五	縦覧期間	令和四年七月十五日から同年十一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	アトレ品川
二	店舗所在地	港区港南二丁目十八番一号
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
四	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ウエルカムほか十四名
五	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ウエルカムほか十三名
六	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ウエルカムほか一名
七	変更前の小売業者の住所	渋谷区神宮前二丁目四番十一号（株式会社ウエルカム）
八	変更後の小売業者の住所	目黒区碑文谷五丁目十一番十一号（株式会社ウエルカム）
九	変更前の小売業者の代表者名	迫 俊亮（ミニット・アジア・パシフィック株式会社）
十	変更後の小売業者の代表者名	財津 伸二（ミニット・アジア・パシフィック株式会社）
十一	変更日	令和四年一月二十四日ほか
十二	届出日	令和四年七月五日
十三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四	縦覧期間	令和四年七月十五日から同年十一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十五	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

